

平成 21 年 5 月

## 住宅瑕疵担保履行法による保険加入について

(株)京都確認検査機構

TEL 075 - 256 - 8980

FAX 075 - 256 - 8985

住宅瑕疵担保履行法により、平成 21 年 10 月 1 日から、新築住宅（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅等）の引渡し時に、資力確保措置（[住宅瑕疵担保責任保険への加入](#)または[保険金の供託](#)）が義務付けられます。

実際に保険を利用する際には、施工段階で数回の検査を受ける必要があるため、着工する前に保険の申込みが必要になります。

建物引渡しが平成 21 年 10 月 1 日以降になる場合は、前もって工期等を勘案し、保険申込みの手続きをしていただくようご注意ください。

なお、当社におきましては、保険の受付及び検査を円滑に行えるよう下記の指定保険法人の〔まもりすまい保険〕の取扱いをすることになりました。

財団法人 住宅保証機構 （ <http://www.how.or.jp> ）